

ご相談を！ 新型コロナでの中小事業者等の固定資産税・都市計画税の減免 申請期限(2月1日)以降の申請にも、柔軟に対応されます

～ 国の通知に基づき減免申請の柔軟な対応を行うよう、日本共産党市議団で市長へ申し入れ ～

新型コロナ感染症により減収となった中小事業者に対し、2021年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。しかし減免の申請期間がわずか1カ月、期限が2月1日でした。対象事業者が漏れなく申請できるよう、1月15日に総務省が出した通知に基づき柔軟な対応を行うよう、緊急に党市議団として市長への申し入れを行いました。

市からは、「国の通知の立場で柔軟に対応する」との回答でした。

【要望内容】

- 1、新型コロナ禍という事情の中で、期限内に減免申請ができなかった事業者に対し、期限後も受付を行い、申請受付の対応を柔軟に行うこと
- 2、期限後申請受付を柔軟に行う旨を、直ちに、さまざまな手段によって、対象となりうる事業者へ周知すること

相談先はこちらです

やむを得ない理由がある方の2月以降の相談・申請は、以下で受け付けています。

固定資産税課

☎096-328-2195

までご相談ください。

総務省の通知では、

1月15日の総務省通知では、減免について「やむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、申告期限後の申告をもって特例を適用させることができる」とされ、期限後の申告について納税者の置かれた状況に十分に配慮することを求めています。

【減免対象となる事業者や要件】



○対象となる中小事業者とは？

- ・資本金が1億円以下の法人
- ・資本・出資を有しない法人または個人は従業員1,000人以下の場合 等

○軽減の対象とその内容は？

- 【対象者】市内に事業用家屋・償却資産を有する中小事業者等（性風俗等は除く）
【対象資産】 「事業用家屋」及び「設備等の償却資産」
【軽減率】・50%以上減少⇒全額 ・30%以上50%未満減少⇒2分の1
2020年2～10月の任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率

○詳しい内容は、市役所HPをご覧ください。

「新型コロナ感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置について」

【控室から】 個性・特性が大切にされる社会に

上野 みえこ



地元の小学校で、子どもの在校中から読み聞かせボランティアに関わってきました。新型コロナにより、現在子どもたちへの読み聞かせはお休みになっています。そんな中で、「読むのが苦手な子にも楽しめる本を」と、学校図書室をインクルーシブ教育に活用する取り組みが行われています。

「読むのが苦手」ということには、人それぞれの認知の特性で、「文字の形をとらえるのが難しい」「文字列に沿って視線を動かすことが苦手」など、いろいろあるそうです。そこで、読むことの苦手な子どもたちが、大切な子ども時代に本に触れることがないのはとても残念なことだと、読み聞かせの声を録音し、図書室で本と一緒に公開し、本の内容を音で聞く取り組みが考えられました。

近年、学習障害や高機能自閉症等の発達障害を持つ子どもたちへの対応がすすみ、軽度の障害も含めて、子どもたち一人一人の多様な特性を大切にしたい教育が実践されてきています。素晴らしいことだと思います。

社会全体がひとりひとりの個性を尊重し、持っている個性や特性が生かされるような暮らしや生き方ができるようにと願います。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1222

2021年2月7日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



熊本市の新型コロナ対策【第11弾】を実施



熊本市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第11弾】を実施します。

- (1) クラスター発生を防止するための通所・訪問系の高齢者・障がい者事業所の従業員に PCR 検査を実施 (前号で紹介) 3億6,000万円
 - (2) 自宅療養者等が安心して療養生活ができるよう健康観察を実施 2,000万円
 - (3) 新しい生活様式への移行を支援 (テレワーク・デリバリーを促進) 3,000万円
- 臨時議会後の提案となったので、専決処分で補正予算を執行、事業を行います。

種々の対策が打ち出されていますが、市民に寄り添った対策が必要です。地域住民まで対象となる PCR 検査の拡充や医療機関への支援、減収で行き詰っている事業者への直接の支援など、差し迫って求められます。市民の声をしっかりと聞きながら、引き続き支援の拡充を求めています。

飲食店デリバリー促進事業

感染防止の観点で、飲食店のデリバリーサービス利用を促進するために、利用者の配達料を熊本市が負担します。

補助対象事業者に登録した事業者の配達を利用した場合に限り、助成が受けられます。(2月1日現在：2事業者のみ)

【補助対象事業者】

熊本市内の飲食店を対象とした飲食デリバリーサイト等を有している、または飲食の宅配代行事業を実施していること

【配達無料期間】2月上旬～3月31日まで

*補助対象事業者は、熊本市 HP や LINE、各飲食デリバリーサイトでお知らせされます。

*お問い合わせは、

産業振興課 ☎ 096-328-2386



「療養支援センター」設置

自宅療養者等の増加に伴い、健康観察業務を外部委託で行うものです。県と市が協力して、民間コールセンターに事業を委託し、「療養支援センター」を設置します。

【期間】 2～3月

*毎日9:00～19:00、オペレーター7名・常駐看護師1名体制で業務を行います。

【対象者】

- ① 感染者の濃厚接触者 (2週間・1日200人)
- ② 外国からの帰国者 (2週間・1日50人)
- ③ 入院調整中の感染者 (1日100人)

*予定人数は、予算上の人数です。

*感染者の退院後の4週間の経過観察は、保健所で対応します。

【予算の内訳】

人件費 953万円・通話料等 63万円

管理費 102万円・消費税 112万円

合計 1,230万円

テレワーク利用促進事業

感染防止対策として、熊本市内の宿泊施設が提供するテレワークプランの利用の一部を市が負担することで、テレワークの利用を促進します。

【割引内容】(1人1回あたり)

対象プラン	割引額	最低自己負担
2,000円以上4,000円未満	1,500円	500円
4,000円以上	3,000円	1,000円

【利用対象者】

県内に居住し、テレワークを目的とする人

【実施期間】

2021年2月1日～3月31日24時チェックアウト

【予算額】 1,500万円

*「宿泊施設の参加登録」や「登録した宿泊施設」は、随時熊本市 HP でお知らせします。

*お問い合わせは、

運営コールセンター (専用電話)

☎050-8880-6548